

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜八 略

九 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。）第一条第四号に規定する所得をいう。

(入居者資格)

第五条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(削る。)

一 その者の政令月収がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 二十一万四千円

(イ) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

(1) 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜八 略

九 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。）第一条第三号に規定する所得をいう。

(入居者資格)

第五条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者を除く。次項において「老人等」という。）にあつては、第二号から第五号まで）の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

二 その者の政令月収がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 二十一万四千円

(イ) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

(1) 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過

していないもの

(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ロ) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

(ハ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ 一般県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

二 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

三 原則として県内に住所を有する者であること。

四 同居しようとする者が不在の場合にあつては、一般県営住宅に入居しようとする者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると知事が認める者でないこと。

五 一般県営住宅において同居しようとする者がある場合にあつては、当該同居をしようとする者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。）又は児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは親族に準ずる者として知事が定めるもの（第三章の二を除き、以下「親族等」という。）であること。

六 その者又は一般県営住宅において同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項第一号ロに掲げる一般県営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

していないもの

(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ロ) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

(ハ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ 一般県営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

三 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。

四 原則として県内に住所を有する者であること。
(新設)

(新設)

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項第二号ロに掲げる一般県営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第二号から第五号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失つた者でなければならない。

らない。

(入居者資格の特例)

第五条の二 次の各号に掲げる者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

一 三 略

(入居者の選考)

第七条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般県営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、知事の定めるところにより、住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの一般県営住宅に入居することができるよう配慮し、入居者を選考するものとする。

一 略

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者

三 六 略

2 略

(同居の承認)

第十一条 入居者は、当該一般県営住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

(収入超過等に関する通知)

第二十六条 知事は、入居者が当該一般県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、当該入居者に係る政令月収が第五条第一項第一号の金額を超えるときは、その旨を通知する。

2 略

(管理の特例)

第三十三条の十四 略

2 前項の場合における第二章第一節及び第四節並びに第四十二条の四の規定の適用については、これらの規定(第五条第一項第一号、第七条第一項、第八条第一項、第十三条第二項及び第四項、第十三条の二、第十四条、第十五条第一項及び第四項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第三

(入居者資格の特例)

第五条の二 次の各号に掲げる者は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

一 三 略

(入居者の選考)

第七条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般県営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、知事の定めるところにより、住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの一般県営住宅に入居することができるよう配慮し、入居者を選考するものとする。

一 略

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族等と同居することができない者

三 六 略

2 略

(同居の承認)

第十一条 入居者は、当該一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

(収入超過等に関する通知)

第二十六条 知事は、入居者が当該一般県営住宅に引き続き三年以上入居している場合において、当該入居者に係る政令月収が第五条第一項第二号の金額を超えるときは、その旨を通知する。

2 略

(管理の特例)

第三十三条の十四 略

2 前項の場合における第二章第一節及び第四節並びに第四十二条の四の規定の適用については、これらの規定(第五条第一項第二号、第七条第一項、第八条第一項、第十三条第二項及び第四項、第十三条の二、第十四条、第十五条第一項及び第四項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第三

項及び第四項、第二十四条、第二十八条第二項、第三十条第二項、第三十条の三、第三十条の五第一項、第三十条の七、第三十条の八第一項、第三十条の九第三項及び第四項、第三十一条、第三十二条第一項並びに第三十三条の十一第二項を除く。）中「知事」とあるのは「市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

略	
---	--

(準用)

第三十四条 略

2 前項の規定により第二章第一節(第五条第二項、第十三条、第十三条の二、第十八条第四項、第二十六条から第三十条の三まで、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の八第二項、第三十条の九及び第三十二条を除く。)及び第四節(第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する場合には、これらの規定(第四条第三号及び第四号、第五条第一項第一号、第三十条の四第一項並びに第三十三条の十三を除く。)中「一般営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

略		
第五号第一	略	
項第一号		
略		

3・4 略

(入居者資格)

第三十四条の二 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。

一 次のいづれかに該当する者であること。

イ 同居親族等(省令第一条第一号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。)がある者

ロ 略

二 規則で定める所得を有する者であること。

項及び第四項、第二十四条、第二十八条第二項、第三十条第二項、第三十条の三、第三十条の五第一項、第三十条の七、第三十条の八第一項、第三十条の九第三項及び第四項、第三十一条、第三十二条第一項並びに第三十三条の十一第二項を除く。）中「知事」とあるのは「市町村の長又は地方住宅供給公社の理事長」とするほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

略	
---	--

(準用)

第三十四条 略

2 前項の規定により第二章第一節(第五条第二項、第十三条、第十三条の二、第十八条第四項、第二十六条から第三十条の三まで、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の八第二項、第三十条の九及び第三十二条を除く。)及び第四節(第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。)の規定を準用する場合には、これらの規定(第四条第三号及び第四号、第五条第一項第二号、第三十条の四第一項並びに第三十三条の十三を除く。)中「一般営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

略		
第五号第一	略	
項第二号		
略		

3・4 略

(入居者資格)

第三十四条の二 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。

一 次のいづれかに該当する者であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者

ロ 略

二 前号イ及びロに定める者に応じそれぞれ規則で定める所得を有する者で

三 その者又は同居親族等が暴力団員でないこと。

(特定公共賃貸住宅の特別割当て)

第三十四条の四 知事は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者に、入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数の一部を割り当てることができる。

2 略

(入居者資格)

第三十五条 地域特別賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(地域特別賃貸住宅の設置の目的に応じ知事が必要と認める者にあつては、第二号から第五号まで)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 地域特別賃貸住宅において同居しようとする親族等があること。

二 四 略

五 その者又は地域特別賃貸住宅において同居しようとする親族等が暴力団員でないこと。

(家賃の決定及び変更)

第三十八条 地域特別賃貸住宅の家賃は、次の各号に定める当該地域特別賃貸住宅の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額、市町村交付金及び空家等損失引当金の合計額の月割額を基準として、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して規則で定める。

一 五 略

六 市町村交付金 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第三条及び第四条の規定により算出した国有資産等所在市町村交付金の額を年額とする。

七 略

2・3 略

(準用)

第四十一条 地域特別賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第三条、第四条、第六条、第九条から第十二条まで、第十五条から第二十五条まで(第十八条第四項を除く。)、第三十条の四、第

あること。

三 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(特定公共賃貸住宅の特別割当て)

第三十四条の四 知事は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要がある者に、入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数の一部を割り当てることができる。

2 略

(入居者資格)

第三十五条 地域特別賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(地域特別賃貸住宅の設置の目的に応じ知事が必要と認める者にあつては、第二号から第五号まで)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

二 四 略

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(家賃の決定及び変更)

第三十八条 地域特別賃貸住宅の家賃は、次の各号に定める当該地域特別賃貸住宅の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代相当額、市町村交付金及び空家等損失引当金の合計額の月割額を基準として、近隣の民間賃貸住宅の家賃水準等を考慮して規則で定める。

一 五 略

六 市町村交付金 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第三条及び第四条の規定により算出した国有資産等所在市町村交付金の額を年額とする。

七 略

2・3 略

(準用)

第四十一条 地域特別賃貸住宅及びその共同施設の管理については、この章に定めるもののほか、第三条、第四条、第六条、第九条から第十二条まで、第十五条から第二十五条まで(第十八条第四項を除く。)、第三十条の四、第

三十条の九から第三十二条まで（第三十条の九第一項第八号を除く。）、第二章第四節（第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。）、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の六及び第三十四条の七の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第四条第三号及び第四号、第三十条の四第一項、第三十条の九第三項、第三十三条の十三並びに第三十四条の六第二項を除く。）中「一般県営住宅」とあり、及び「特定公共賃貸住宅」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

略	略	略
第三十四条の四第一項	同居親族等が多い者その他の者に居住の安定を図る必要がある者	第四条各号に規定する理由のある者その他地域特別賃貸住宅の設置の目的に応じ優先的に入居させる必要があると認められる者

（千葉県警察本部長の意見の聴取）

第四十二条の二 知事は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

- 一 第六条（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の入居の許可、第十一条（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の同居の承認又は第十二条第一項（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の居住の承継の承認をしようとするとき。 第五条第一項第六号に該当する事由

二・三 略

2 略

（市町村長の意見の聴取）

第四十二条の四 知事は、一般県営住宅の入居の申込みをした者が第五条第一項第四号に規定する知事が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

三十条の九から第三十二条まで（第三十条の九第一項第八号を除く。）、第二章第四節（第三十三条の十第一項第二号及び第三号を除く。）、第三十四条の三、第三十四条の四、第三十四条の六及び第三十四条の七の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第四条第三号及び第四号、第三十条の四第一項、第三十条の九第三項、第三十三条の十三並びに第三十四条の六第二項を除く。）中「一般県営住宅」とあり、及び「特定公共賃貸住宅」とあるのは「地域特別賃貸住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

略	略	略
第三十四条の四第一項	同居親族が多い者その他の者に居住の安定を図る必要がある者	第四条各号に規定する理由のある者その他地域特別賃貸住宅の設置の目的に応じ優先的に入居させる必要があると認められる者

（千葉県警察本部長の意見の聴取）

第四十二条の二 知事は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、当該各号に定める事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

- 一 第六条（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の入居の許可、第十一条（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の同居の承認又は第十二条第一項（第三十四条第一項及び第四十二条において準用する場合を含む。）の居住の承継の承認をしようとするとき。 第五条第一項第五号に該当する事由

二・三 略

2 略

（市町村長の意見の聴取）

第四十二条の四 知事は、一般県営住宅の入居の申込みをした者が第五条第一項に規定する知事が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村長に意見を求めることができる。

№№